**別紙３**

**一般競争入札参加者心得**

**第１章　総則**

（趣旨）

第１条　この心得は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構会計規程（平成１４年埼玉県病院事業管理規程第４号。）、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程、本件調達に係る入札公告のほか、地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

２　入札説明書における定めは、この心得の規定に優先する。

**第２章　入札執行前の手続**

（公告）

第２条　公告は、埼玉県立病院機構ホームページを使用して行う。

（入札参加者に必要な資格）

第３条　入札に参加することができる者は、当該入札について入札参加資格の確認（以下「確認」

という。）を受けた者に限る。

２　確認を受けた者（以下「被確認者」という。）であっても、入札期日において確認を受ける者

に必要な要件（以下「確認要件」という。）を満たしていない者は、当該入札に参加する資格を

有しない。

（入札参加資格の確認）

第４条　認定は、当該入札に参加しようとする者の申請に基づき行い、当該入札においてのみ効力

を有する。

２　確認要件は、公告及び入札説明書（以下「公告等」という。）に定めるところによる。

３　確認申請を行おうとする者は、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認書（様式第２号）を提出しなければならない。

４　確認の可否についての審査が終了したときは、その結果を申請者に通知する。

５　確認に当たり、入札書提出時に所定の書類の提出を義務づけることがある。この場合、前項の

通知において、併せて当該義務付けについて通知する。

６　被確認者が確認申請の日に認定要件を満たしていなかったことが明らかになったとき又は入札期日に確認要件を満たさないこととなることが確定したときは、当該認定を取り消す。この場合、

取消しの対象となった者に対してその旨及びその理由を通知する。

（入札保証金の納付）

第５条　入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、公告等に定めるところにより入札保証金を免除される者については、この限りではない。

２　申請に基づく入札保証金の免除が行われるときにおいて、免除を希望する者は、入札説明書に

定めるところにより入札保証金免除申請書（様式第３号）において、その旨を記載しなければな

らない。

３　免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を申請者に通知する。

**第３章　入札の執行**

（入札の取りやめ等）

第６条　妨害、不正行為、被認定者の連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ

又は生じるおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し又は入札を取りやめることがあ

る。この場合は、その旨公示するとともに被確認者に通知する。

２　第２条の規定は、前項の公示についても準用する。

（入札執行）

第７条　入札参加者（入札参加資格の確認を受けた者。以下同じ。）は、公告に定める期限までに、入札書を、公告等で定めた方法により発注機関の長に提出しなければならない。

（入札書等の提出）

第８条　入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印の上、提出しなければならない。

２　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、入札価格は、日本国通

貨による表示に限るものとする。

（入札金額）

第９条　入札金額は、単価に見積数量を乗じたものとし、札番毎に入札書に記入すること。また、

入札は入札者が見積もった価格の１１０分の１００に相当する価格により行わなければならない。

（入札書の書換等の禁止）

第10条　一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（開札）

第11条　開札は入札終了後直ちに公告に定める入札場所において、発注機関の職員が執行する。

２　入札参加資格が認められ、かつ、期日までに入札書を提出した者は、公告に示す期限までに書面で 希望することにより、開札に立ち会うことができる。

３　前項の規定により立会いをする者がないときは、発注機関の職員 （開札を執行する職員を除く。）が開札に立ち会うものとする。

（入札の無効）

第12条　次の各号の一に該当する入札は無効とする。

（１）入札参加資格のない者がした入札

（２）所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率に

　　よる額に達しない者がした入札

（３）公告で定められた方法以外の方法で入札書を提出した者がした入札

（４）入札書と併せて入札見積金額内訳書の提出が求められた入札において、不備な入札見積金　　額内訳書を提出した者がした入札

（５）談合その他不正行為があったと認められる入札

（６）虚偽の確認書、確認資料又は資格審査資料等を提出した者がした入札

（７）入札の辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

（８）次に掲げる入札をした者がした入札

 　ア　入札者の押印のないもの

　　イ　記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの（ただし、首標金額の　　　訂正は認められない）

　　ウ　押印された印影が明らかでないもの

　　エ　記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

　　オ　代理人が入札する場合で、代理人の押印のない入札書によるもの

　　カ　代理人で委任状（様式第４号）を提出しない者がしたもの

　　キ　他人の代理を兼ねた者がしたもの

　　ク　２以上の入札書を提出した者がしたもの又は２以上の者の代理をした者がしたもの

（９）前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

（落札者の決定）

第13条　落札者は、予定価格の１１０分の１００の価格（以下、「入札書比較価格」という。）の

制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者とする。

２　落札者の決定がされたときは、入札参加者にその旨を発表する。

（くじによる落札者の決定）

第14条　落札とすべき同額の入札が複数あるときは、直ちに当該入札をした入札参加者にまず落札

者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引

かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者は、くじを引くことを辞退する

ことができない。

２　前項の場合において、当該入札をした入札参加者が入札場所にいないとき又はくじを引かない

ときは、これに代って立ち会っている職員にくじを引かせる。

（再度入札）

第15条　再度入札は１回までとする。再度入札分の入札書が提出されていない者がいる場合、その入札参加者は辞退したものとみなす。再度入札に至らなかった場合における再度入札分の入札書は、開封せずに法人が廃棄するものとし、提出者に還付しないものとする。再度入札に参加できないとされた者から提出された再度入札分の入札書も同様とする。再度入札を行っても落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

（不調時の取扱い）

第16条　入札によって落札者がないときは、契約の意思のある者の中から契約の相手方を選定し、

随意契約の方法により契約の締結をすることがある。その場合には別に通知する。

２　入札において無効の入札を行った者は、前項の規定による随意契約の相手方になることができ

ない。

**第４章　入札執行後の手続**

（入札結果等の通知）

第17条　落札者が決定したときは、その旨を当該落札者に対して通知する。

２　前項の通知が落札者に到着した日から５日以内に当該落札者が契約の締結に応じないときは、

落札決定は効力を失う。

（契約の確定）

第18条　契約は、循環器・呼吸器病センター病院長及び契約の相手方が契約書に記名押印したとき

に確定する。

（異議の申立て）

第19条　入札参加者等は、入札後、この心得、契約書（案）、仕様書等についての不明を理由とし

て、異議を申し立てることができない。